

約款新旧対照表

改正前	改正後
<p>店頭外国為替証拠金取引約款</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引約款</p>
<p>(本約款の目的) (略)</p>	<p>(本約款の目的) (略)</p>
<p>第1条～第15条 (略)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p>
<p>第16条(解約) (略)</p>	<p>第16条(解約) (略)</p>
<p>2. お客さまが、次の各号のいずれか1つにでも該当する場合、当社はお客さまに事前に通告することなく、直ちに取引を停止し、本約款に基づく契約は解除できることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) お客さまが本約款または「取引規定等」に違反したと当社が合理的に判断したとき。</u></p> <p><u>(8) いずれかの通貨の取引証拠金が残高不足となったとき。</u></p> <p><u>(9) お客さまが次のイ乃至へのいずれかに該当したと当社が合理的に判断したとき。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ. ～へ. (略)</p> <p><u>(10) お客さまが当社との取引または取引に関する連絡等において、自ら、または第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他のこれらに類する行為・言動をされたとき。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2. お客さまが、本項各号のいずれかに該当する場合、または本約款第14条第1項各号のいずれかに該当する場合、当社はお客さまに事前に通告することなく、直ちに取引を停止し、本約款に基づく契約は解約できるものとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(7) いずれかの通貨の取引証拠金が残高不足となったとき。</u></p> <p><u>(8) お客さまが次のイ乃至へのいずれかに該当したと当社が合理的に判断したとき。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ. ～へ. (略)</p> <p><u>(9) お客さまが当社との取引または取引に関する連絡等において、自ら、または第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他のこれらに類する行為・言動をされたとき。</u></p> <p><u>(10) お客さまが、当社が提供する取引システム(プログラム等を含む。)ま</u></p>

(新設)

(新設)

(1 1) 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

第 1 7 条～第 3 4 条

(略)

発効日 2002 年 04 月 01 日

改定日 2004 年 04 月 19 日

改定日 2006 年 02 月 20 日

改定日 2007 年 09 月 30 日

改定日 2007 年 12 月 03 日

改定日 2008 年 08 月 11 日

改定日 2009 年 03 月 16 日

改定日 2010 年 07 月 26 日

改定日 2012 年 04 月 02 日

改定日 2012 年 10 月 01 日

(追加)

以上

たは取引システムを利用するための機器・回線（システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む。）等の利用にあたり、取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款および「取引規定等」で当社が想定している以外の方法を用いたと当社が判断したとき、または取引システムでは通常実行できないような方法を行ったと当社が判断したとき。

(1 1) お客さまが、当社のウェブサイト、取引システム等を含む当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。

(1 2) お客さまが本約款または「取引規定等」に違反したと当社が合理的に判断したとき。

(1 3) 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

第 1 7 条～第 3 4 条

(略)

発効日 2002 年 04 月 01 日

改定日 2004 年 04 月 19 日

改定日 2006 年 02 月 20 日

改定日 2007 年 09 月 30 日

改定日 2007 年 12 月 03 日

改定日 2008 年 08 月 11 日

改定日 2009 年 03 月 16 日

改定日 2010 年 07 月 26 日

改定日 2012 年 04 月 02 日

改定日 2012 年 10 月 01 日

改定日 2012 年 11 月 05 日

以上